



国民年金保険料の納付が困難な学生の方には「学生納付特例制度」があります



学生の方も20歳になったら、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。しかし、本人の収入が少なく、納付するのが困難な場合は、在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例制度は、在学期間中、毎年度（毎年4月以降）申請が必要です。

■申請に必要なもの

年金手帳、印鑑

学生証又は学生証の両面の写し、もしくは在学証明

（平成22年3月31日までの有効期限が確認できるもの）

「ねんきん定期便」が誕生月に送付されます



4月より、現在年金に加入している全ての方に対し、社会保険庁から、加入実績や納付実績に応じた年金額などの情報が、定期的（毎年の誕生月）に送付されます。

「ねんきん定期便」に関するご照会は封筒に記載されている「ねんきん定期便専用ダイヤル」へお問合せください。

住民の皆様へ

町長直通 FAX 992-1529



町職員による国庫補助金不正受給事件について

町職員による担い手アクションサポート事業補助金不正受給事件では、町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。

町は、昨年10月29日に関東農政局に対し、国庫補助金及び利子相当額の合計4,936,728円を返還しました。

その後、返還委員会を開催し、財源を関係農業者等及び関係職員等に求めることに決定し、数回にわたり個別に協議を進め、平成21年1月14日までに、関係農業者等より1,532,173円(表1)のご協力をいただき、残額3,404,555円(表2)については、関係職員等が表2の割合に応じて賠償し、一般会計から支出した4,936,728円につきましては、全額補填することができました。

今後、このようなことを二度と起こさぬよう、平成21年3月に「松伏町政における公正な職務の遂行の確保等に関する条例」を制定し、公務員倫理の確保に向けて全力で取り組み、町民の皆様及び関係機関の信頼回復に努めてまいります。

松伏町長 會田重雄

■歳入状況

表1 関係農業者等の歳入状況 (単位：円)

関係農業者等	納入金額
農業者 Q 氏	1,181,138
パン製造販売店 P 氏	109,250
町内農業者団体	40,000
町内農業者団体	91,785
町内農業者団体	110,000
農業者 O 氏	0
農業者 R 氏	0
関係農業者等 合計	1,532,173

表2 関係職員等の歳入状況 (単位：円)

関係職員等	賠償割合	納入金額
町 長	20%	680,911
副 町 長	10%	340,456
18年度課長	10%	340,456
19年度課長(退職)	30%	1,021,366
主 幹	20%	680,911
主 査(退職)	10%	340,455
関係職員等 合計		3,404,555